

土地使用貸借契約書

を甲とし新潟市水道局を乙として、甲乙両者は甲の所有する土地を乙が使用することについて、次のとおり使用貸借契約を締結する。

第1条 甲は、自己の所有する新潟市 (別添図面箇所) の土地に、乙が水道施設として配水管 (φ mm 管延長メートル) を埋設使用することを承認する。

第2条 乙は、前条施設の使用中に故障又は破損等の事故が生じたときはすみやかに処置するものとする。

2 乙は、前項の事故により甲に損害を与えたときは補償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による場合を除く。

第3条 この土地の使用料は無料とする。

第4条 甲は、この土地を道路用地として使用するものであり、将来とも第1条に規定する施設の撤去の申し出や道路用地以外への用途変更はしないものとする。

第5条 甲は、この土地の所有権を他に譲渡又は移管等を行うときはこの契約に基づく権利義務を、あらたにこの土地の所有者もしくは管理者となる者に継承させるものとする。

この契約を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

⑨

乙 新潟市中央区関屋下川原町1丁目3番地3
新潟市水道局
新潟市水道事業管理者

⑨